

平成31年3月29日公表

食品循環資源の再生利用等実態調査（平成29年度）

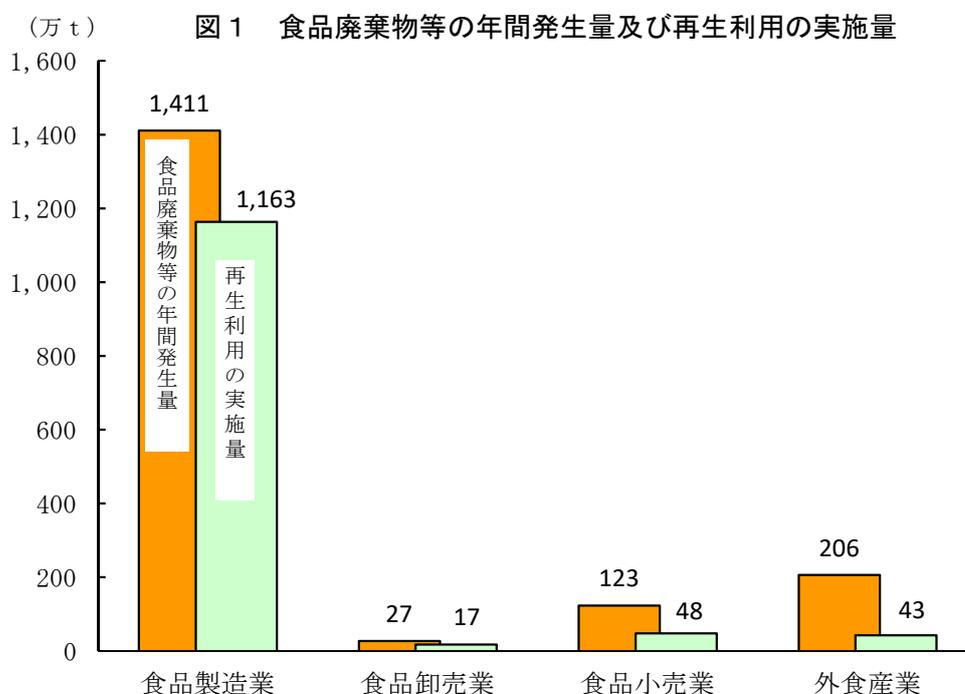
本調査結果をまとめるにあたり、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。）に基づく食品関連事業者のうち、食品廃棄物等の年間発生量が100 t以上の企業に属する事業所は食品リサイクル法第9条第1項に基づく定期報告で、100 t未満の事業所については統計調査により食品産業について推計したものである。

【調査結果】

1 食品産業における食品廃棄物等の年間発生量及び再生利用の実施量

平成29年度の食品産業における食品廃棄物等の年間発生量は、食品製造業が1,411万 t、外食産業が206万 t、食品小売業が123万 t、食品卸売業が27万 tとなった。

また、食品廃棄物等の年間発生量のうち、再生利用の実施量をみると、食品製造業が1,163万 t、食品小売業が48万 t、外食産業が43万 t、食品卸売業が17万 tとなった。



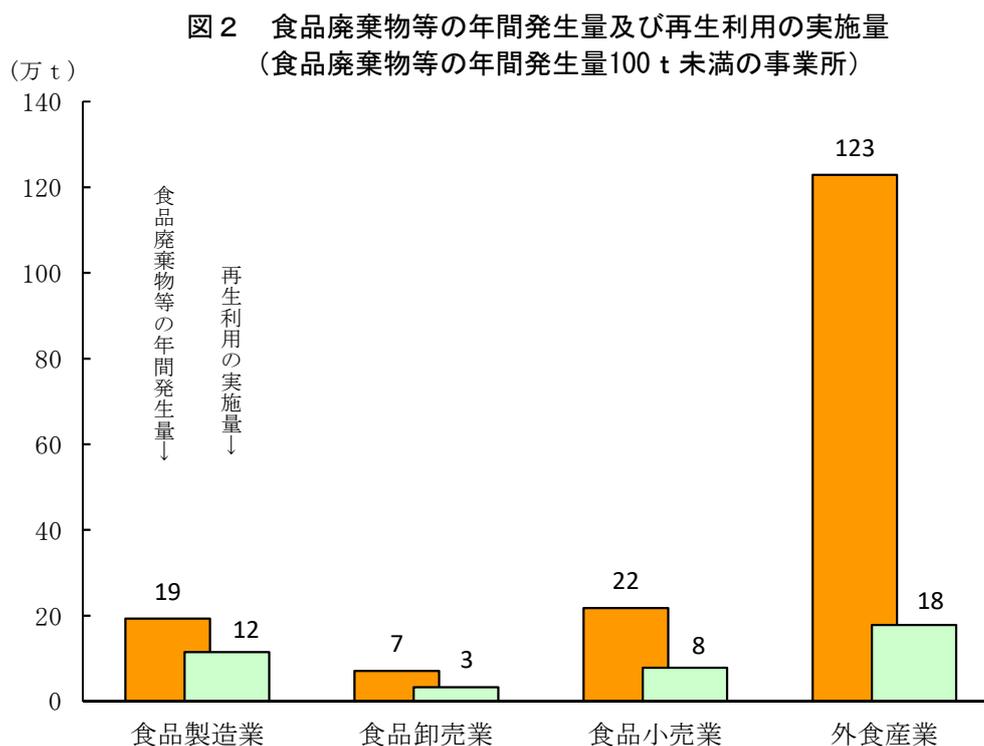
本資料は、農林水産省ホームページ「統計情報」の次のURLから御覧いただけます。

【 http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/zyunkan_sigen/index.html#y 】

2 食品廃棄物等の年間発生量100 t 未満の事業所における食品廃棄物等の年間発生量及び再生利用の実施量

平成29年度の食品廃棄物等の年間発生量が100 t 未満の事業所における食品廃棄物等の年間発生量は、外食産業が123万 t、食品小売業が22万 t、食品製造業が19万 t、食品卸売業が7万 t となった。

また、食品廃棄物等の年間発生量のうち、再生利用の実施量をみると、外食産業が18万 t、食品製造業が12万 t、食品小売業が8万 t、食品卸売業が3万 t となった。



◎ 調査結果の利活用

食品リサイクル法第3条に基づく「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（平成27年7月31日公表。以下「基本方針」という。）の策定や基本方針で定められた「食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標」の目標値の設定及び食品リサイクル推進の資料として利用されている。

◎ 累年データ

食品廃棄物等の年間発生量の推移

単位：千 t

区 分	平成25年度	26	27	28	29
食品産業計	19,270	19,532	20,096	19,700	17,666
食品製造業	15,936	16,055	16,533	16,167	14,106
食品卸売業	210	270	294	267	268
食品小売業	1,239	1,269	1,275	1,271	1,230
外食産業	1,884	1,938	1,995	1,994	2,062

資料：農林水産省食料産業局資料（平成25年度～平成28年度）

注：1 平成25年度及び29年度は農林水産省統計部「食品循環資源の再生利用等実態調査」と食品リサイクル法の定期報告を用いて推計したものである。

ただし、平成25年度の食品製造業については、食品廃棄物等の年間発生量100 t未満は調査を行っていないため平成24年度結果を用いている。

2 平成26年度～平成28年度は、食品廃棄物等の年間発生量100 t未満の調査を行っていないため、各年度の定期報告の増減率を平成25年度の100 t未満の結果（食品製造業は平成24年度）に乗じて推計したものである。

◎ 関連データ

食品産業事業所数（民営）の推移

単位：事業所

区 分	平成21年	24	26	28
食品産業計	1,292,405	1,156,537	1,169,435	1,120,257
食品製造業	58,382	56,301	58,497	54,611
食品卸売業	76,125	71,990	75,482	69,133
食品小売業	375,664	316,506	306,741	297,236
外食産業	782,234	711,740	728,715	699,277

資料：総務省『経済センサス基礎調査』、総務省・経済産業省『経済センサス活動調査』を基に農林水産省で作成。

【 統 計 表 】

統計表一覧

	ページ
1 食品産業における食品廃棄物等の年間発生量、発生抑制の実施量及び再生利用等実施率・・・・・・・・・・・・・・・・	6
2 食品産業における食品廃棄物等を食品循環資源として再生利用した用途別実施量・・・・・・・・	7
3 食品廃棄物等の年間発生量100 t 未満の事業所の結果	
(1) 食品廃棄物等の年間発生量、発生抑制の実施量及び再生利用等実施率・・・	8
(2) 食品廃棄物等を食品循環資源として再生利用した用途別実施量・・・・・・・・	9
(3) 食品廃棄物等の年間発生量のうち、可食部・製品廃棄割合・・・・・・・・	10

利用上の注意

- 1 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 統計表中に用いた記号は次のとおりである。
「0」： 単位に満たないもの（例：400 t → 0 千 t）
「－」： 事実のないもの

1 食品産業における食品廃棄物等の年間発生量、発生抑制の実施量及び再生利用等実施率

区 分	食 品 廃 棄 物 等 の 年 間 発 生 量						発生抑制の実施量	3)再生利用等実施率
	計	1)食品リサイクル法で規定している用途への実施量	熱回収の実施量	減量した量	2)その他	廃棄物としての処分量		
	千 t	千 t	千 t	千 t	千 t	千 t	千 t	%
食品産業計	17,666	12,297	444	1,640	411	2,873	2,958	84
食品製造業	14,106	11,252	443	1,605	380	427	2,292	95
畜産食品製造業	1,081	956	1	19	71	34	259	92
水産食品製造業	443	319	0	13	31	81	263	84
野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食品製造業	235	194	0	16	5	20	83	92
調味料製造業	198	157	2	5	15	19	41	86
糖類製造業	2,306	971	317	1,008	8	2	260	99
精穀・製粉業	1,639	1,562	-	0	69	7	77	96
パン・菓子製造業	411	362	4	9	5	31	99	93
動植物油脂製造業	3,623	3,578	2	8	26	9	416	99
その他の食品製造業	1,976	1,544	4	210	40	177	328	91
清涼飲料製造業	650	491	-	77	71	11	235	91
酒類製造業	1,404	1,109	38	189	35	34	198	96
茶・コーヒー製造業	140	9	74	52	4	1	32	95
食品卸売業	268	153	1	14	20	80	36	67
農畜産物・水産物卸売業	201	116	-	13	19	53	14	67
食料・飲料卸売業	67	36	1	0	2	28	23	67
食品小売業	1,230	474	0	4	3	748	290	51
各種食品小売業	787	304	0	3	2	477	219	52
野菜・果実小売業	60	16	-	0	-	45	0	26
食肉小売業	11	7	-	-	0	4	0	62
鮮魚小売業	32	20	-	0	0	12	7	69
酒小売業	1	0	-	-	-	0	0	14
菓子・パン小売業	26	4	-	0	0	22	1	19
その他の飲食料小売業	313	123	0	1	0	188	62	50
外食産業	2,062	419	0	17	8	1,617	339	32
沿海旅客海運業	0	-	-	-	-	0	-	-
内陸水運業	0	0	-	0	-	0	-	29
宿泊業	156	23	-	4	0	130	9	21
飲食店	1,664	368	0	7	6	1,284	265	33
持ち帰り・配達飲食サービス業	229	27	-	4	3	196	63	32
結婚式場業	12	2	-	2	-	8	1	40

注：食品循環資源の再生利用等実態調査の結果（平成29年度）と食品リサイクル法第9条第1項に基づく定期報告結果を用いて推計したものである（以下2の統計表において同じ。）。

1) 食品リサイクル法で規定している用途とは、肥料、飼料、メタン、油脂及び油脂製品、炭化製品（燃料及び還元剤）又はエタノールの原材料としての再生利用である。

2) その他とは、再生利用の実施量として、1)以外の食品（食品添加物や調味料、健康食品等）、工業資材用（舗装資材、塗料の原料等）、工芸用等の用途に仕向けた量及び不明のものをいう。

3) 再生利用等実施率 =
$$\frac{\text{当該年度の（発生抑制の実施量+食品リサイクル法で規定している用途への実施量+熱回収の実施量} \times 0.95 + \text{減量した量）}}{\text{当該年度の（発生抑制の実施量+食品廃棄物等の年間発生量）}}$$

2 食品産業における食品廃棄物等を食品循環資源として再生利用した用途別実施量

単位：千 t

区 分	計	食品リサイクル法で規定している用途別の実施量							その他
		小 計	肥 料	飼 料	メ タ ン	油脂及び油脂 製品	炭化して製 造される 燃料及び還 元剤	エタノール	
食品産業計	12,708	12,297	2,135	9,133	506	488	32	3	411
食品製造業	11,631	11,252	1,697	8,800	464	265	23	3	380
畜産食料品製造業	1,027	956	208	635	6	99	7	0	71
水産食料品製造業	350	319	54	245	0	19	1	-	31
野菜缶詰・果実缶詰・ 農産保存食料品製造業	199	194	85	107	1	-	0	-	5
調味料製造業	172	157	59	92	2	3	1	-	15
糖類製造業	979	971	112	850	0	5	1	3	8
精穀・製粉業	1,631	1,562	32	1,500	0	30	-	-	69
パン・菓子製造業	367	362	61	284	10	5	2	-	5
動植物油脂製造業	3,604	3,578	125	3,381	0	71	1	-	26
その他の食料品製造業	1,585	1,544	451	1,027	31	32	3	0	40
清涼飲料製造業	562	491	381	61	42	0	6	0	71
酒類製造業	1,144	1,109	119	618	371	0	0	0	35
茶・コーヒー製造業	13	9	8	1	-	-	0	-	4
食品卸売業	173	153	92	35	5	20	0	0	20
農畜産物・水産物卸売業	135	116	70	26	1	20	0	-	19
食料・飲料卸売業	38	36	22	9	4	0	0	0	2
食品小売業	477	474	148	202	28	89	7	0	3
各種食料品小売業	307	304	112	135	19	34	5	0	2
野菜・果実小売業	16	16	8	7	-	1	-	-	-
食肉小売業	7	7	0	0	-	6	-	-	0
鮮魚小売業	20	20	4	15	-	0	-	0	0
酒小売業	0	0	-	-	-	0	-	-	-
菓子・パン小売業	4	4	1	2	0	1	0	-	0
その他の飲食料品小売業	123	123	23	42	9	48	1	-	0
外食産業	428	419	199	96	9	113	2	0	8
沿海旅客海運業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
内陸水運業	0	0	0	-	-	-	-	-	-
宿泊業	23	23	14	4	1	3	0	0	0
飲食店	373	368	178	79	8	102	1	0	6
持ち帰り・配達 飲食サービス業	29	27	5	13	1	7	1	0	3
結婚式場業	2	2	1	0	0	1	-	0	-

3 食品廃棄物等の年間発生量100 t未満の事業所の結果

(1) 食品廃棄物等の年間発生量、発生抑制の実施量及び再生利用等実施率

区分	食品廃棄物等の年間発生量						発生抑制の実施量	3)再生利用等実施率
	計	1)食品リサイクル法で規定している用途への実施量	熱回収の実施量	減量した量	2)その他	廃棄物としての処分量		
	千 t	千 t	千 t	千 t	千 t	千 t	千 t	%
食品産業計	1,711	395	0	17	9	1,290	81	27
食品製造業	193	113	-	9	3	69	14	65
畜産食料品製造業	18	10	-	-	1	7	9	70
水産食料品製造業	44	33	-	4	0	7	3	86
野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	21	10	-	2	-	9	-	60
調味料製造業	8	7	-	0	0	1	-	91
糖類製造業	0	0	-	-	-	0	-	93
精穀・製粉業	6	4	-	0	-	2	-	70
パン・菓子製造業	15	5	-	0	0	10	-	33
動植物油脂製造業	0	0	-	-	-	0	-	94
その他の食料品製造業	70	35	-	2	2	32	-	52
清涼飲料製造業	2	1	-	0	0	1	-	36
酒類製造業	6	5	-	0	-	1	-	85
茶・コーヒー製造業	2	2	-	0	0	0	1	87
食品卸売業	71	32	-	1	0	38	3	49
農畜産物・水産物卸売業	54	28	-	0	0	25	-	53
食料・飲料卸売業	17	4	-	0	0	13	3	38
食品小売業	218	77	0	1	1	140	7	38
各種食料品小売業	70	17	0	0	0	52	-	25
野菜・果実小売業	24	11	-	0	-	13	-	45
食肉小売業	10	7	-	-	0	3	-	65
鮮魚小売業	23	11	-	0	0	12	6	60
酒小売業	1	0	-	-	-	0	0	14
菓子・パン小売業	19	2	-	0	0	17	-	9
その他の飲食料品小売業	71	29	-	0	0	42	1	42
外食産業	1,229	173	0	7	5	1,043	56	18
沿海旅客海運業	0	-	-	-	-	0	-	0
内陸水運業	0	0	-	0	-	0	-	29
宿泊業	119	10	-	1	-	108	-	9
飲食店	986	149	0	4	5	827	33	18
持ち帰り・配達飲食サービス業	119	12	-	2	0	104	24	27
結婚式場業	5	1	-	0	-	4	-	23

注：統計調査により得られた結果である（以下同じ。）。

1) 食品リサイクル法で規定している用途とは、肥料、飼料、メタン、油脂及び油脂製品、炭化製品（燃料及び還元剤）又はエタノールの原材料としての再生利用である。

2) その他とは、再生利用の実施量として、1)以外の食品用（食品添加物や調味料、健康食品等）、工業資材用（舗装資材、塗料の原料等）、工芸用等の用途に仕向けた量及び不明のものをいう。

3) 再生利用等実施率 =
$$\frac{\text{当該年度の（発生抑制の実施量+食品リサイクル法で規定している用途への実施量+熱回収の実施量} \times 0.95 + \text{減量した量）}}{\text{当該年度の（発生抑制の実施量+食品廃棄物等の年間発生量）}}$$

(2) 食品廃棄物等を食品循環資源として再生利用した用途別実施量

単位：千t

区 分	計	食品リサイクル法で規定している用途別の実施量							その他
		小 計	肥 料	飼 料	メ タ ン	油脂及び油脂 製品	炭化して製 造される 燃料及び還 元剤	エタノール	
食品産業計	404	395	171	154	5	65	0	0	9
食品製造業	115	113	48	59	-	6	0	-	3
畜産食品品製造業	11	10	5	2	-	3	-	-	1
水産食品品製造業	33	33	9	24	-	0	0	-	0
野菜缶詰・果実缶詰・ 農産保存食料品製造業	10	10	5	5	-	-	-	-	-
調味料製造業	7	7	2	5	-	0	-	-	0
糖類製造業	0	0	0	0	-	-	-	-	-
精穀・製粉業	4	4	2	2	-	-	-	-	-
パン・菓子製造業	5	5	3	0	-	2	-	-	0
動植物油脂製造業	0	0	0	0	-	0	-	-	-
その他の食料品製造業	37	35	18	17	-	1	-	-	2
清涼飲料製造業	1	1	0	0	-	-	-	-	0
酒類製造業	5	5	2	3	-	-	-	-	-
茶・コーヒー製造業	2	2	1	0	-	-	-	-	0
食品卸売業	33	32	18	11	0	3	0	-	0
農畜産物・水産物卸売業	29	28	15	10	0	3	0	-	0
食料・飲料卸売業	4	4	3	1	-	0	-	-	0
食品小売業	78	77	25	36	0	15	-	-	1
各種食料品小売業	17	17	8	4	0	5	-	-	0
野菜・果実小売業	11	11	3	7	-	0	-	-	-
食肉小売業	7	7	0	0	-	6	-	-	0
鮮魚小売業	12	11	4	7	-	0	-	-	0
酒小売業	0	0	-	-	-	0	-	-	-
菓子・パン小売業	2	2	1	0	-	1	-	-	0
その他の飲食品小売業	29	29	10	17	-	3	-	-	0
外食産業	178	173	80	48	4	41	0	0	5
沿海旅客海運業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
内陸水運業	0	0	0	-	-	-	-	-	-
宿泊業	10	10	8	0	-	2	-	0	-
飲食店	155	149	69	41	4	35	0	-	5
持ち帰り・配達 飲食サービス業	12	12	2	6	1	3	-	0	0
結婚式場業	1	1	1	0	-	0	-	-	-

3 食品廃棄物等の年間発生量100 t未満の事業所の結果(続き)
 (3) 食品廃棄物等の年間発生量のうち、可食部・製品廃棄割合

単位：%

区 分	可食部・製品廃棄割合
食品産業計	53
食品製造業	20
畜産食料品製造業	11
水産食料品製造業	8
野菜缶詰・果実缶詰・ 農産保存食料品製造業	9
調味料製造業	12
糖類製造業	1
精穀・製粉業	6
パン・菓子製造業	70
動植物油脂製造業	3
その他の食料品製造業	26
清涼飲料製造業	14
酒類製造業	1
茶・コーヒー製造業	10
食品卸売業	50
農畜産物・水産物卸売業	35
食料・飲料卸売業	96
食品小売業	52
各種食料品小売業	38
野菜・果実小売業	32
食肉小売業	15
鮮魚小売業	37
酒小売業	100
菓子・パン小売業	67
その他の飲食品小売業	80
外食産業	58
沿海旅客海運業	88
内陸水運業	61
宿泊業	53
飲食店	58
持ち帰り・配達 飲食サービス業	62
結婚式場業	46

【調査の概要】

1 調査の目的

食品産業における食品廃棄物等の年間発生量、再生利用等の実態及び食品廃棄物等のうち可食部・製品廃棄の割合を明らかにし、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。）に基づく食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針に定められた「食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標」等の見直しや、食品ロス削減目標の設定及び食品リサイクル法に基づく施策の推進に資することを目的とする。

2 定期報告結果の利用

食品リサイクル法第9条第1項に基づく「定期報告」を行った企業に属する事業所分についてはその結果を使用した。

〔 詳細は次のURLで御覧いただけます。 〕

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/161227_7.html 〕

3 統計調査

定期報告で結果の得られない、食品廃棄物等の年間発生量100 t未満の事業所動向については、統計調査により結果を得た。

(1) 調査の範囲

日本標準産業分類に掲げる次の産業に属する事業所。

ただし、食品リサイクル法第9条第1項に基づく「定期報告」を行った企業に属する事業所を除く。

注： 本調査で分類される食品産業と日本標準産業分類の対応は次表のとおり。なお、全ての分類において「管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く。

調査の分類	日本標準産業分類上の分類
食品製造業	09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 101 清涼飲料製造業 102 酒類製造業 103 茶・コーヒー製造業
食品卸売業	52 飲食料品卸売業
食品小売業	58 飲食料品小売業
外食産業	45 水運業 452 沿海海運業のうち、4521 沿海旅客海運業 453 内陸水運業 75 宿泊業 76 飲食店 77 持ち帰り・宅配飲食サービス業 79 その他の生活関連サービス業 796 冠婚葬祭業のうち、7962 結婚式場業

(2) 調査対象の選定

過去の調査結果（食品廃棄物等の年間発生量）の分散により算出した調査対象数を(1)の事業所から無作為に抽出。

(3) 調査対象数

調査対象数	回収数	回収率
11,242事業所	5,710事業所	50.7%

(4) 調査事項

- ア 食品廃棄物等の年間発生量
- イ 食品廃棄物等発生量のうち可食部・製品廃棄の割合
- ウ 再生利用の実施量
- エ 熱回収の実施量
- オ 減量の実施量
- カ 廃棄物としての処分量 等

(5) 調査期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間。ただし、この期間での記入が困難な場合は記入可能な直近の1年間。

(6) 調査方法

農林水産省が契約した民間事業者が調査対象者に調査票を郵送により配布し、調査対象者が記入した調査票を郵送又はオンラインにより回収する自計調査。

(7) 集計方法

発生量Yは、業種ごとに抽出した標本のデータから次の式により推計した。

$$Y_i = \frac{N_i}{n_i} \sum_{j=1}^{n_i} x_{ij}$$

Y_i : 第i業種の母集団の推定値

N_i : 第i業種の母集団の大きさ

n_i : 第i業種の回収標本数

x_{ij} : 第i業種のj番目の標本の値

i : 業種を表す添え字

j : 標本を表す添え字

(8) 実績精度

本統計調査における食品廃棄物等の年間発生量（食品産業計）についての実績精度を標準誤差率（標準誤差の推定値÷推定値×100）により示すと次のとおりである。

単位：%

区 分	実績精度
食品製造業	13.5
食品卸売業	20.3
食品小売業	13.6
外食産業	8.2

4 食品産業における食品廃棄物等の年間発生量等の推計

(1) 集計方法

食品産業における食品廃棄物等の年間発生量等については、定期報告結果と統計調査結果を用いて推計した。

(2) 実績精度

食品廃棄物等の年間発生量（食品産業計）についての実績精度を標準誤差率（標準誤差の推定値÷推定値×100）により示すと次のとおりである。

単位：%

区 分	実績精度
食品製造業	0.2
食品卸売業	5.4
食品小売業	2.4
外食産業	4.9

5 用語の解説

(1) 食品廃棄物等

ア 食品が食用に供された後、又は食用に供されずに廃棄されたもの（食べ残し、製品廃棄等）。

イ 食品の製造、加工又は調理の過程において、副次的に得られた物品のうち食用に供することができないもの（野菜の皮や魚の骨など）。

(2) 可食部・製品廃棄の割合

食品廃棄物等のうち食品が食用に供された後、又は食用に供されずに廃棄されたもの（食べ残し、製品廃棄等）の割合。

(3) 食品循環資源

食品廃棄物等のうち肥料、飼料等への原材料となる有用なものをいう。

(4) 再生利用の実施量

食品廃棄物等のうち自ら又は他業者に委託し、食品循環資源として肥料、飼料等の原材料として利用すること、又は利用するために業者等へ譲渡した量をいい、次のものをいう。

ア 肥料化

食品廃棄物等を、肥料へ加工するために仕向けるものをいう。

イ 飼料化

食品廃棄物等を、飼料へ加工するために仕向けるものをいう。

ウ メタン化

食品廃棄物等を発酵させ、得られたメタンガスをエネルギーとして利用するために仕向けるものをいう。

エ 油脂及び油脂製品化

食品廃棄物等を、石けん、洗剤、BDF（自動車などを動かす際に用いる「バイオディーゼル燃料」）などの加工用に仕向けるものをいう。

オ 炭化して製造される燃料及び還元剤

食品廃棄物等を石炭やコークスなどの代替燃料の加工用に仕向けるものをいう。

カ エタノール化

食品廃棄物等を、発酵、蒸溜などの加工を行い、エタノールを抽出するために仕向けるものをいう。

キ その他

食品廃棄物等を、ア～カ以外の食品用（食品添加物、調味料、健康食品等）、工業資材用（舗装用資材、塗料の原料等）、工芸用等の用途に仕向けるもの及び不明のものをいう。

なお、不明のものには食品廃棄物等の再生利用を外部委託したため、再生利用に仕向けた用途が不明の場合も含む。

(5) 熱回収の実施量

食品リサイクル法第2条第6項に基づくもので、食品循環資源を焼却することによって得られる熱を熱のまま又は電気に変換して利用した量をいい、事業所が保有する熱回収が可能な焼却施設によるもののほか、外部に委託することによるものも含む。

(6) 減量した量

発生した食品廃棄物等について、脱水、乾燥、発酵又は炭化の方法により、事業場外に排出される量を減少させた量をいう。

(7) 廃棄物としての処分量

食品廃棄物等について、再生利用、熱回収、減量の実施をすることなく、焼却や埋め立て等により廃棄処分した量をいう。

(8) 発生抑制の実施量

仕入れの過程で製造（販売）量に合わせた仕入れを行う、製造・調理の段階

過程で小ロットの製造を行う、輸送・保管の過程で包装・梱包方法の改善を行う、販売の過程で賞味期限の迫った商品の特価販売を行う等の取組を行い食品廃棄物等の発生を未然に抑制した量をいう。

(9) 再生利用等の実施率

$$\text{再生利用等実施率} = \frac{\text{当該年度の（発生抑制の実施量+食品リサイクル法で規定している用途への実施量+熱回収の実施量}\times 0.95\text{+減量した量）}}{\text{当該年度の（発生抑制の実施量+食品廃棄物等の年間発生量）}}$$

6 利用上の注意

この資料（平成31年3月29日公表）に掲載された数値を他に転載する場合は、「食品循環資源の再生利用等実態調査（平成29年度）」（農林水産省）による旨を記載してください。

7 その他

公表した数値の正誤情報は、ホームページでお知らせする。

【ホームページ掲載案内】

- 各種農林水産統計調査結果は、農林水産省ホームページ中の統計情報で御覧いただけます。

【 <http://www.maff.go.jp/j/tokei/> 】

この結果は、分野別分類「その他（食料需給表、産業連関表、食品産業、環境など）」の「食品循環資源の再生利用等実態調査」で御覧いただけます。

【 http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/zyunkan_sigen/index.html#y 】

【関連リンク】

食品リサイクル・食品ロス関連のページ：農林水産省＞食料産業＞リサイクル食品ロス＞食品リサイクル・食品ロス

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/

— お問合せ先 —

◎統計調査結果について

農林水産省 大臣官房統計部

生産流通消費統計課 消費統計室

食品産業動向班

電話：(代表) 03-3502-8111 内線3717

(直通) 03-3591-0783

FAX： 03-3502-3634

◎定期報告について

農林水産省 食料産業局

バイオマス循環資源課

食品産業環境対策室 食品リサイクル班

電話：(代表) 03-3502-8111 内線4319

(直通) 03-6744-2066

FAX： 03-6738-6552

◎農林水産統計全般について

農林水産省 大臣官房統計部

統計企画管理官 広報普及班

電話：(代表) 03-3502-8111 内線3589

(直通) 03-6744-2037

FAX： 03-3501-9644



政府統計

政府統計の総合窓口
(e-Stat)

<http://www.e-stat.go.jp/>